

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月11日

【四半期会計期間】 第151期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 日本精工株式会社

【英訳名】 NSK Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 大塚 紀男

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03 - 3779 - 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 相島 雅一

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03 - 3779 - 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 相島 雅一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第150期 第2四半期 連結累計期間	第151期 第2四半期 連結累計期間	第150期
会計期間		自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
売上高	(百万円)	352,785	351,877	710,431
経常利益	(百万円)	17,347	21,839	38,572
四半期(当期)純利益	(百万円)	10,565	14,388	26,110
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,489	1,001	15,877
純資産額	(百万円)	259,627	271,592	275,269
総資産額	(百万円)	774,761	793,533	788,626
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	19.54	26.62	48.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	19.54	26.61	48.30
自己資本比率	(%)	31.3	32.0	32.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	34,304	10,939	64,973
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	15,276	26,198	33,348
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	17,126	14,690	32,966
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	123,470	117,023	120,333

回次		第150期 第2四半期 連結会計期間	第151期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年 7月 1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 7月 1日 至 平成23年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	10.08	15.74

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第150期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 4 第151期第1四半期連結会計期間より、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第150期第2四半期連結累計期間及び第150期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額について遡及処理を行っております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

（連結子会社）

新規設立による増加：NSKテクノロジー(株)

合肥恩斯克有限公司

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、次の内容を追加いたしました。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

当社の本社および関係営業所は、平成23年7月26日および同月27日に、当社のベアリング（軸受）製品の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。

当社といたしましては、公正取引委員会による調査に全面的に協力しております。

なお、公正取引委員会による調査は現在も継続中であり、その結果として当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、東日本大震災の各地域への波及が懸念されましたが、その影響は限定的なものにとどまり、中国やアセアンを中心とする新興国の経済成長に牽引されて全体的に景気の回復基調がみられました。しかしながら、為替相場の急激な変動や新興国経済の成長ペースの鈍化、米国の景気減速や欧州の金融不安が懸念されるなど、先行きについては不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域におきましては、自動車向けは震災の影響もあり、前年同期に比べて需要が減少しました。地域別にみると、日本では震災による顧客の一時的に大幅な生産調整があったものの、その後の復旧が急ピッチで進み、生産の回復基調が鮮明となりました。米州では日系自動車メーカーの販売の減少、欧州では主要国の自動車市場の停滞が見られる一方で、アジアでは中国、インドの自動車市場の拡大がみられました。また、産業機械向けは新興国の経済成長や各国の景気回復などにより、産業機械軸受及び精密機器関連製品ともに需要増となりました。地域別にみると、日本では国内需要及び中国向けを中心とした輸出需要の増加により、工作機械向けが増加しました。米州及び欧州では緩やかな景気回復に伴うアフターマーケット向けの増加、中国では工作機械やインフラ関連向けが増加となり、全体的に需要が堅調に推移しました。

当社グループは、コストダウンに取り組むと同時に当社製品の安定供給、品質確保に万全を期して震災による影響を最小限にとどめるよう努めました。その結果、第2四半期連結累計期間の売上高は3,518億77百万円と前年同期に比べて0.3%の減収となりましたが、営業利益は229億35百万円と前年同期に比べて13.0%の増益となりました。経常利益は218億39百万円と前年同期に比べて25.9%の増益となり、税金費用、少数株主利益を控除した結果、四半期純利益は143億88百万円と前年同期に比べて36.2%の増益となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

産業機械事業

産業機械軸受の売上高は、各国での景気回復に伴う需要増により、工作機械やアフターマーケット向けが増加しました。

精密機器関連製品の売上高は、各地域において需要が堅調に推移し、日本、欧州、中国を中心に工作機械向けが増加しました。

この結果、産業機械事業の売上高は1,331億12百万円（前年同期比+4.4%）となりました。営業利益は、円高による輸出採算の悪化はあるものの、物量の増加やコストダウン等により150億45百万円（前年同期比+82.7%）となりました。

自動車事業

自動車軸受及び自動車部品の売上高は、中国やインドを中心とした新興国での自動車市場拡大による需要の増加はあったものの、震災の影響を受けて日本での自動車生産台数が減少したことから、前年同期に比べて減少しました。

この結果、自動車事業の売上高は2,001億6百万円（前年同期比 5.7%）となりました。営業利益は、物量の減少や円高の影響により91億87百万円（前年同期比 32.4%）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産合計は7,935億33百万円となり、前連結会計年度末に比べて49億7百万円増加しました。主な増加は、受取手形及び売掛金77億56百万円、有価証券170億97百万円であり、主な減少は、現金及び預金194億14百万円によるものです。

負債合計は5,219億41百万円となり、前連結会計年度末に比べて85億83百万円増加しました。主な増加は、長期借入金152億70百万円によるものです。

純資産合計は2,715億92百万円となり、前連結会計年度末に比べて36億76百万円減少しました。主な増加は、四半期純利益143億88百万円であり、主な減少は、その他有価証券評価差額金33億63百万円、為替換算調整勘定118億51百万円によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、1,170億23百万円となり、前連結会計年度末に比べて33億9百万円減少しました。また、前年同期末に比べて64億46百万円減少しました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて233億65百万円減少し、109億39百万円の収入となりました。主な収入の内訳は、税金等調整前四半期純利益218億39百万円、減価償却費171億54百万円であり、一方で主な支出の内訳は、売上債権の増加127億15百万円、たな卸資産の増加115億36百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて109億22百万円増加し、261億98百万円の支出となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得249億93百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて318億17百万円減少し、146億90百万円の収入となりました。主な収入の内訳は、短期借入金の増加131億43百万円、長期借入金の増加173億34百万円であり、一方で主な支出の内訳は、長期借入金の返済による支出117億82百万円、配当金の支払32億47百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っております。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えております。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をいただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を毀損する買付行為もあり得るものです。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な 取組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社は、平成21年10月に平成25年3月期迄の中期経営計画を策定いたしました。かかる中期経営計画においても、従来より掲げておりました、メーカーの原点である製品の品質はもとより、あらゆるサービスを含む全ての品質、即ち「トータル・クオリティーにおいて業界No. 1の会社になる」ことを中期ビジョンとして掲げ、「成長戦略」と「体質強化」の推進という従来からの基本方針に加えて、「事業軸の強化」により販売・生産・技術が一体となった顧客・事業軸中心の経営を加速させることで、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業基盤の構築を目指してまいります。また、中期ビジョンの達成に向けて、グループ共通施策として(1)営業力の強化、(2)技術開発力の強化、(3)生産力の強化、(4)グローバルマネジメント力の強化、(5)人材育成力の強化の5つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年には、当社は執行役員制度を導入の上、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年には委員会等設置会社に移行し、平成18年には会社法に基づく委員会設置会社となり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に努めています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを 防止するための取組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同規則第118条第3号ロ(2)）として、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、同年6月25日開催の当社定時株主総会において関連議案が承認されることを条件として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入することを決議し、当該議案につきましては、当社定款第35条に基づき、同株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただきました。旧プランは、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令等の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、平成23年5月24日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、平成23年6月24

日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

（イ）本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。）、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

（ロ）大量買付ルールの設定

・意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

・本必要情報の提供

当社取締役会は、上記 . の意向表明書受領後10営業日（初日不算入）以内に、大量買付者から提供していただくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

・取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間（いずれの場合も初日不算入）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間（初日不算入）延長できるものとし、（なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。）。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

（八）対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動に係る当社取締役会の決議（株主総会の決議に基づく場合を除きます。）は、取

締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

(二) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(八)に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしませんが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで(平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(<http://www.jp.nsk.com/>)に掲載しております。平成23年5月24日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

上記 の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記 の取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることにより、上記 記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記 の取組みは、上記 の基本方針の実現に資するものであると考えております。

従いまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記 の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記 の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断(インフォームド・ジャッジメント)を行うことができるようにするために導入されるものです。また、上記 の取組みにおいては、

そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる（但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。）こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。さらに、上記の取組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。

従いまして、上記の取組みは上記の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、50億29百万円であります。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,700,000,000
計	1,700,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	551,268,104	551,268,104	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	単元株式数は1,000株
計	551,268,104	551,268,104	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月24日
新株予約権の数(個)	779(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	779,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	831(注) 3
新株予約権の行使期間	平成23年8月30日～平成28年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 831 資本組入額 416
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日(但し、権利行使期間内)までに限り、行使することができる。 新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株である。
 2 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使による場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

- 4 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

その他行使条件及び取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	551,268	-	67,176	-	77,923

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	44,212	8.02
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	32,000	5.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	30,575	5.54
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	26,726	4.84
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	26,148	4.74
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	19,011	3.44
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町二丁目7番9号	12,250	2.22
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(住友信託銀行再信託分・ トヨタ自動車株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,709	1.94
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	10,000	1.81
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	9,410	1.70
計		221,041	40.09

(注) 1 株式数は、千株未満を切り捨てております。

2 上記以外に、当社は自己株式 10,276,971株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.86%)を保有しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,276,000	-	単元株式数は1,000株
	(相互保有株式) 普通株式 724,000	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 538,714,000	538,714	同上
単元未満株式	普通株式 1,554,104	-	-
発行済株式総数	551,268,104	-	-
総株主の議決権	-	538,714	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式		971株
相互保有株式	NSKワナー(株)	98株
	八木工業(株) (自己名義)	221株
	(他人名義)	811株

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式)					
日本精工(株)	東京都品川区大崎 一丁目6番3号	10,276,000	-	10,276,000	1.86
(相互保有株式)					
NSKワナー(株)	東京都品川区大崎 一丁目6番3号	420,000	-	420,000	0.07
井上軸受工業(株)	大阪府堺市堺区一条通 19番21号	200,000	-	200,000	0.03
八木工業(株)	群馬県高崎市倉賀野町 3121番地	28,000	41,000	69,000	0.01
(株)福島精工	富山県富山市八尾町福島 上野1017番地	35,000	-	35,000	0.00
計	-	10,959,000	41,000	11,000,000	1.99

(注) 八木工業(株)は、日本精工取引先持株会(東京都品川区大崎一丁目6番3号)の会員であり、他人名義欄に記載されている株式は全て同持株会名義となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	71,047	51,632
受取手形及び売掛金	136,016	143,772
有価証券	51,387	68,484
製品	61,871	66,275
仕掛品	36,582	35,856
原材料及び貯蔵品	13,195	14,818
その他	49,418	49,078
貸倒引当金	934	931
流動資産合計	418,584	428,988
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	69,429	66,730
機械装置及び運搬具（純額）	104,983	106,770
その他（純額）	61,493	61,526
有形固定資産合計	235,906	235,028
無形固定資産	10,509	10,659
投資その他の資産		
投資有価証券	72,207	67,098
前払年金費用	42,339	42,781
その他	9,542	9,439
貸倒引当金	463	461
投資その他の資産合計	123,626	118,857
固定資産合計	370,042	364,545
資産合計	788,626	793,533
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	124,103	126,473
短期借入金	81,442	83,056
1年内償還予定の社債	30,300	30,000
未払法人税等	6,061	5,728
その他	51,973	45,729
流動負債合計	293,881	290,987
固定負債		
社債	65,000	65,000
長期借入金	97,842	113,113
退職給付引当金	21,142	20,164
役員退職慰労引当金	1,689	1,420
環境対策引当金	160	137
その他	33,641	31,118
固定負債合計	219,475	230,953
負債合計	513,357	521,941

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,334	78,340
利益剰余金	155,062	167,307
自己株式	4,180	4,184
株主資本合計	296,392	308,639
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,213	8,849
為替換算調整勘定	51,593	63,444
その他の包括利益累計額合計	39,379	54,595
新株予約権	569	481
少数株主持分	17,686	17,066
純資産合計	275,269	271,592
負債純資産合計	788,626	793,533

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	352,785	351,877
売上原価	281,027	276,943
売上総利益	71,758	74,934
販売費及び一般管理費	1 51,464	1 51,998
営業利益	20,293	22,935
営業外収益		
受取利息	410	388
受取配当金	433	508
持分法による投資利益	1,796	1,526
その他	1,131	1,888
営業外収益合計	3,772	4,311
営業外費用		
支払利息	2,306	2,427
為替差損	1,267	1,222
その他	3,143	1,758
営業外費用合計	6,718	5,408
経常利益	17,347	21,839
税金等調整前四半期純利益	17,347	21,839
法人税等	6,115	6,902
少数株主損益調整前四半期純利益	11,232	14,936
少数株主利益	666	547
四半期純利益	10,565	14,388

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	11,232	14,936
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,533	3,357
為替換算調整勘定	9,068	12,419
持分法適用会社に対する持分相当額	119	161
その他の包括利益合計	13,721	15,938
四半期包括利益	2,489	1,001
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,817	827
少数株主に係る四半期包括利益	328	173

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	17,347	21,839
減価償却費	17,070	17,154
のれん償却額	386	384
貸倒引当金の増減額（ は減少）	222	86
退職給付引当金及び前払年金費用の増減額	305	467
受取利息及び受取配当金	844	896
支払利息	2,306	2,427
持分法による投資損益（ は益）	1,796	1,526
売上債権の増減額（ は増加）	6,908	12,715
たな卸資産の増減額（ は増加）	3,860	11,536
仕入債務の増減額（ は減少）	11,010	3,512
その他	4,035	1,008
小計	38,830	17,253
利息及び配当金の受取額	2,151	2,091
利息の支払額	2,138	2,219
法人税等の支払額	4,538	6,186
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,304	10,939
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（ は増加）	947	611
有価証券の取得による支出	4,800	3,300
有価証券の売却による収入	4,800	3,545
有形固定資産の取得による支出	15,164	24,993
有形固定資産の売却による収入	263	1,134
投資有価証券の取得による支出	20	372
投資有価証券の売却による収入	1,500	305
貸付けによる支出	26	45
貸付金の回収による収入	153	56
その他	1,034	1,916
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,276	26,198
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	3,580	13,143
長期借入れによる収入	709	17,334
長期借入金の返済による支出	1,712	11,782
社債の償還による支出	10,000	300
自己株式の取得による支出	8	6
配当金の支払額	2,166	3,247
少数株主への配当金の支払額	244	380
その他	123	70
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,126	14,690
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,868	2,583
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	33	3,151
現金及び現金同等物の期首残高	123,437	120,333
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	-	157
現金及び現金同等物の四半期末残高	123,470	117,023

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第2四半期連結会計期間より、新たに設立したNSKテクノロジー(株)及び合肥恩斯克有限公司を連結の範囲に含めております。
(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	連結子会社である恩斯克投資有限公司他13社の決算日は12月31日ではありますが、連結財務情報のより適正な開示を図るため、連結決算日において仮決算を実施した上で連結することに変更しております。 なお、決算期変更に伴う3か月間の損益は、利益剰余金に計上しております。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(会計方針の変更)	
第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(追加情報)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)			当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)		
1 偶発債務ほか			1 偶発債務ほか		
(1) 保証債務			(1) 保証債務		
相手先	金額(百万円)	内容	相手先	金額(百万円)	内容
当社従業員	30	財形貸付融資	当社従業員	24	財形貸付融資
MSPインダストリーズ社	467	銀行借入	MSPインダストリーズ社	363	銀行借入
計	497		計	388	
(2) 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高は5,244百万円であります。			(2) 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高は4,644百万円であります。		

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は以下のとおりであります。		1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は以下のとおりであります。	
給料及び賞与	17,885百万円	給料及び賞与	18,662百万円
退職給付引当金繰入額	1,474百万円	退職給付引当金繰入額	1,592百万円
役員退職慰労引当金繰入額	162百万円	役員退職慰労引当金繰入額	172百万円
貸倒引当金繰入額	7百万円	貸倒引当金繰入額	77百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
(平成22年9月30日現在)		(平成23年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	80,270百万円	現金及び預金勘定	51,632百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,134百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	1,782百万円
取得日から3か月以内に償還期限の到来する有価証券	42,333百万円	取得日から3か月以内に償還期限の到来する有価証券	65,173百万円
流動資産のその他勘定より		流動資産のその他勘定より	
売掛債権等信託受益権	2,000百万円	売掛債権等信託受益権	2,000百万円
現金及び現金同等物	123,470百万円	現金及び現金同等物	117,023百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月21日 取締役会	普通株式	2,163	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月14日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	2,705	5.00	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月24日 取締役会	普通株式	3,245	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月14日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	3,245	6.00	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	127,461	212,168	339,630	13,155	352,785	-	352,785
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	12,941	12,941	12,941	-
計	127,461	212,168	339,630	26,096	365,727	12,941	352,785
セグメント利益	8,236	13,582	21,819	2,155	23,975	3,682	20,293

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業等を含んでおります。
- 2 セグメント利益の調整額 3,682百万円には、セグメント間取引消去11百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,693百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	133,112	200,106	333,218	18,658	351,877	-	351,877
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	14,097	14,097	14,097	-
計	133,112	200,106	333,218	32,756	365,975	14,097	351,877
セグメント利益	15,045	9,187	24,233	2,025	26,258	3,322	22,935

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業及び液晶パネル用露光装置などのシステム関連製品の製造・販売事業等を含んでおります。
- 2 セグメント利益の調整額 3,322百万円には、セグメント間取引消去162百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,485百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、「産業機械事業」に区分しておりました液晶パネル用露光装置などのシステム関連製品は、第1四半期連結会計期間より「その他」に区分変更しております。これは当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象を変更したことによります。なお、これによる報告セグメントにおける損益に与える影響は軽微であるため、比較情報は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	19円54銭	26円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	10,565	14,388
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	10,565	14,388
普通株式の期中平均株式数(千株)	540,591	540,563
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	19円54銭	26円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	19	109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	同左

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、19円54銭であります。

(重要な後発事象)

当社のドイツにおける販売子会社は、平成23年11月8日(現地時間)に、ベアリング(軸受)製品の取引に関して、欧州委員会によるEU競争法に関する立入検査を受けました。

当社グループといたしましては、欧州委員会による調査に全面的に協力しております。

なお、欧州委員会による調査は現在も継続中であり、現時点で当社の経営成績等への影響の有無を予測することは困難であります。

2【その他】

平成23年10月31日開催の取締役会において、第151期中間配当に関し次のとおり決議いたしました。

中間配当額	3,245,946,798円
1株当たり中間配当金	6円00銭
中間配当金支払開始日	平成23年12月2日

(注) 平成23年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払を行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

日本精工株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	雅	一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原		勝	彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪	中		修	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精工株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。